

## 用語解説

語 句		説 明
あ	生垣設置奨励助成制度	一定の要件をすべて満たす、民有地内での生垣の設置に対して、費用の一部を助成する新潟市の制度。生垣設置部分にかかわるブロック塀等の撤去費用についても助成。
	美しい農村づくり事業	住民合意による田園景観・集落景観の形成に向け、農村にかつてあった美しい景観を取り戻し、さらにそれらを活用して市民が寄り道したくなるような美しい農村の形成を目指す事業。
か	高齢者円滑入居賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律により創設され、高齢者の入居を拒まない（つまり円滑に入居できる）賃貸住宅。なお、この住宅を、貸主から都道府県知事または各都道府県の指定登録機関に登録してもらい、入居希望者に情報提供する制度を高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度という。
さ	市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備等を行う事業。具体的には、老朽化した建物が密集し、公共施設が不足しているような地域を対象に、敷地を共同化して中高層の共同建築物に建替えるとともに、街路、駅前広場等の公共施設を整備する。
	自主防災組織	地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。
	住生活基本法	国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定、その他の基本となる事項について定めた平成 18 年 6 月 8 日に公布・施行された法律。
	住生活基本計画(全国計画)	住生活基本法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、推進していくための基本的な計画として、住生活基本法に基づき、策定され、平成 18 年 9 月 19 日に閣議決定された計画。
	住宅性能表示制度	良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき運用される制度。国土交通大臣により定められた基準により、第三者機関が性能評価を行い、住宅性能評価書を交付する。
	ストック	住宅の場合には、ある一時点における全ての住宅の数。対になる言葉としては「フロー」があり、これは一定期間内に供給される住宅の量のこと。
	すまいづくり教室	住宅の新築、改築、改修を考えている家族や個人を対象に、様々な住情報の提供を行っている新潟市主催の講座。住宅及びその周辺環境をも含めた住環境に関する問題を共に学び、考えることで良好なすまいづくり・まちづくりに向けた意識啓発を図ることを目的としている。
た	長期修繕計画	建物を長期にわたって良好に維持・管理していくためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行っていくことが必要であり、建物の部分、修繕時期、必要となる費用等について、あらかじめ定める計画のこと。
な	新潟県住生活基本計画	新潟県におけるすまい・まちづくり施策の基本目標のほか、県内の地域特性・実情に応じた施策の目標、具体的な施策展開等を定めたもので、住生活基本法に規定する都道府県計画として、全国計画に即して、平成 19 年 3 月に策定された計画。

は	バリアフリー	段差の解消，手摺りの設置等により，高齢者や身体障害者等の生活や活動に不便な障害・障壁を取り除くこと。
ま	まちなか再生建築物等整備事業	既成市街地において，土地利用の共同化，高度化等に寄与する優良な建築物の整備の促進を図ることにより，市街地環境の整備改善，市街地住宅の供給等を推進する事業。国，地方公共団体による助成を受けることができる。なお，まちなか再生建築物等整備事業という名称は，国の優良建築物等整備事業の新潟市における別称。
や	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者にとって使いやすいデザインを普遍化し，「すべての人が等しく使いやすく快適に生活できる」ことを目指しデザインをするという考え方。

にいがた住まいの基本計画 別冊 - 指標・水準編 - の策定体制及び  
パブリックコメントの結果について

1. にいがた住まいの基本計画推進有識者会議

1) 委員名簿

(敬称略, 順不同)

	氏 名	所 属
委員長	五十嵐 由利子	新潟大学教育人間科学部 教授
副委員長	黒野 弘 靖	新潟大学工学部 准教授
委員	小川 典子	新潟商工会議所 女性会 委員
	佐藤 由香子	社団法人 新潟県建築士会 新潟支部
	大石 隆	社団法人 新潟市建設業協会 監事
	本田 武志	新潟市 技監兼都市政策部長
	関 尚久	新潟市 建築部長

2) 有識者会議の経過 (別冊の策定に係る議題について抜粋)

(有識者会議は, 市民に一般公開して実施)

回数	開催年月日	議 題
第1回	平成19年9月4日	○にいがた住まいの基本計画の拡充について
第2回	平成19年12月20日	○にいがた住まいの基本計画 別冊 (素案) について
第3回	平成20年3月28日	○パブリックコメントの結果について ○にいがた住まいの基本計画 別冊 - 指標・水準編 - (案) について

## 2. 庁内の検討体制

### 1) 庁内検討における関係課

(順不同)

○幹事会, 作業部会	○幹事会, 作業部会以外
政策企画部 企画調整課 環境部 環境対策課 健康福祉部 こども未来課 健康福祉部 障がい福祉課 健康福祉部 高齢介護課 農林水産部 農業政策課 都市政策部 まちづくり推進課 都市政策部 都市計画課 都市政策部 市街地整備課 建築部 建築行政課 建築部 住環境政策課	市民生活部 危機管理防災課 農林水産部 農村整備課 土木部 公園水辺課

### ○事務局

新潟市 建築部 住環境政策課

### 3. パブリックコメントの結果

#### (1) 実施期間

- ・平成20年2月15日～平成20年3月15日（30日間）

#### (2) にいがた住まいの基本計画 別冊（案）の周知方法

- ・市役所ホームページに、にいがた住まいの基本計画 別冊（案）を掲載  
（トップページからのパブリックコメント募集欄及び新潟市住まいのホームページ（住環境政策課トップページ）にリンクを設置）
- ・「市報にいがた」にパブリックコメント募集記事を掲載
- ・市政情報室（市役所本館1階）、住環境政策課（市役所第1分館5階）、各区役所政策企画課、各出張所、各連絡所に、にいがた住まいの基本計画 別冊（案）を設置

#### (3) 意見提出者数と提出意見数

- ・意見提出者数：0人
- ・提出意見数：0件





---

## にいがた住まいの基本計画 別冊

－ 指標・水準編 －

---

新潟市 建築部 住環境政策課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL : (025) 228-1000 (代表) / FAX : (025) 229-5190

E-mail : [jukankyo@city.niigata.lg.jp](mailto:jukankyo@city.niigata.lg.jp)